

パブリックコメントで提出された意見

お寄せいただいた意見のみを公表するものです。

※意見に対する市の考え方並びに計画等の案を修正した際の修正の内容及び理由は、まとまり次第公表します。

計画等の名称：

つくば市障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例
(案)

No.	パブリックコメントで提出された意見(原文)
1	この条例は次の法律に基づいて作られるものと推察します。 「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」 そうであるならば、この法律名を条例に明記すべきだと考えます。
2	マイナポータル等利用した告知及びIOT併用
3	p.1 下から5行目:「障害者にとって可能な限り」とあるが、「可能な限り」との制限をなくし「障害者も」としてはどうか。「可能な限り」をつけることによって、実現しなくてもよいように解釈される可能性がある。つくば市としての積極的な姿勢を示してほしい。 p.3 上から2～3行目:「可能な限り」を削除しても良いのではないかと。理由は、上記と同じ。 p.3 上から5行目:「可能な限り」を削除しても良いのではないかと。理由は、上記と同じ。 p.3 下から11行目(第6条):「基づく配慮」を「基づく合理的な配慮」とすべきではないかと。本条項の下地になっている「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(差別解消法と呼ぶ)により、2024年4月1日より事業者による障害のある人への合理的配慮が義務化された。「差別解消法」には、「合理的な配慮」との用語が使用(第8条2項)されており、それは日本語で言う単純な「配慮」ではなく、障害当事者の権利性を背景に持つ概念である。そのような点から、「配慮」を「合理的配慮」あるいは「合理的な配慮」とすべきである。

	全体にかかわって: 本条例が下地にしたと思われる、国の「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」(令和4年法律第50号)を見ると、第11条第3項で「関係者による協議の場を設けること」とし、実行性を持たせている。また、附帯決議(衆議院)には、「3 (略)相談窓口の設置を検討すること」とある。そのように理念で終わらせるのではなく、実行性を持たせることが大切である。そのためにも、障害のある人が実際に遭遇する困難を収集するための「協議機関ないしは窓口」を設置していただきたい。本条例が、つくば市民である障害のある人の生活の改善に具体的に寄与することを望みます。
4	統計表における機械判読可能なデータの表記方法の統一ルール策定などに従って機械判読や視覚不自由な障害者でも判読できるような統計、文章、画像、図表などにしてほしい。視覚障害だけでなくAIなどでもデータを判読分析比較などができるようにする必要がある。今後、オープンデータ化や他の自治体などの資料とも比較や検索など利用者が探しやすい活用しやすいようにできる必要がある。より多くの市民、利用者、日本語になれない人にもわかりやすい表現への配慮も必要である。データの複合化、書類の紐づけなどで個人情報の特定可などで不安などに思う人などへの配慮も必要ではある。 1. 「機械判読可能なデータ」への配慮・統一ルール策定に関する意見 (1) 公文書や統計データの機械判読対応 ウェブアクセシビリティ等 つくば市公式ウェブサイトのウェブアクセシビリティについては、JIS X 8341-3:2016 レベルAAへの準拠を目指し、令和5年3月までに対応を完了する方針が示されています。これにより、高齢者や障害者を含むすべての市民が、ウェブ上の情報や機能を支障なく利用できることを目指しています。 https://www.city.tsukuba.lg.jp/soshikikarasagasu/shichokoshitsukohosenryakuka/gyomuannai/2/1005181.html こういうのとも関連付けてほしいです 統計表や公文書のデータを機械判読できる形式で公開するよう、条例に盛り込み、自治体としての統一的なルールを定めるべきです。とくに、PDFファイルであってもテキスト抽出や音声読み上げがしやすいタグ付きPDFにする、あるいはCSV等のオープンデータ形式を同時に提供するなど、複数の手法を確保してください。

ポイント

障害当事者（視覚障害者など）がスクリーンリーダーや拡大表示ソフトを使って活用できる。

AIをはじめとするデータ分析ツールが活用できるようになり、様々な分野で比較・活用が促進される。

(2) オープンデータ化の推進

条例の中で、データをオープンデータとして公開する取組を強化し、誰もが容易に活用・分析できるようにすべきです。オープンデータの形式やライセンスを明示し、他の自治体との相互比較やAIによる分析を可能とすることを求めます。

障害の有無にかかわらず、また日本語になじみの薄い方など多様な人がデータを再利用できる。

デジタル社会を見据え、多言語翻訳・音声合成などの手段とも連携しやすくなる。

2. 音声読み上げ・視覚障害者へのアクセシビリティ向上に関する意見

(1) 文書や画像・図表のアクセシビリティ確保

条例案において、視覚障害や学習障害等を含む多様な障害をもつ人が、文書・図表・画像の情報を得られるよう、オルトテキスト（代替テキスト）の付与や、文字データの読み上げ対応などの基準を確立し、職員・事業者向けに周知啓発を徹底する規定を盛り込んでいただきたいです。

ポイント

ホームページや配布資料に代替テキストを付与する。

音声コードを添付したりテキストデータを同時に配布するなどの方法がある。

(2) デジタル機器活用による情報取得サポート

庁舎窓口や市のイベントで、タブレット端末を用いた文字拡大や音声読み上げ・遠隔手話通訳などを活用するための計画を具体化し、条例においても推進方針として明文化してほしいです。

ポイント

行政手続きの場で、視覚障害や聴覚障害がある人でも対等にやりとりできる。

既存の市の運用に、遠隔手話通訳・文字支援などが常設的に導入されるよう誘導。

	3. 多言語対応・やさしい日本語等による情報提供に関する意見 (1) 外国人住民や日本語が苦手な方への対応 条例で、多言語対応ややさしい日本語など、多様な言語的支援を推進し、障害の有無や国籍などにかかわらず誰もが市のサービスにアクセスできるように明文化してほしい。防災情報など緊急時にこそ、多言語・やさしい日本語の整備を優先的に図ってください。 ポイント 日常時だけでなく、防災や防犯、医療・介護・教育など各分野での多言語・やさしい日本語対応が重要。 デジタル技術を活用したリアルタイム翻訳や、市のホームページ・SNSでの多言語発信の推進なども提案可能。 4. プライバシーへの配慮や個人情報保護に関する意見 (1) データ利活用と個人情報のバランス 条例で進められる機械判読データやオープンデータの拡充に際して、個人情報が意図せず関連付けされ特定されるリスクへの配慮を定めるべきです。施策推進とプライバシー保護の両立に向けたルール作りを明確にしてください。 ポイント 個人情報が秘匿される形式でのデータ公開方法を整備する必要がある。特に複合データの突合による個人特定の懸念を条例レベルでどこまで取り扱うか留意。 5. 防災・災害時の情報保障に関する意見 (1) 多様な手段による情報発信・通報の仕組み 条例に、防災や災害時の情報発信を拡充する条文を入れ、手話や字幕、拡大文字・音声コードの活用など多様な情報手段を組み合わせることを明記してください。避難所でのコミュニケーションボードやピクトグラム整備なども推進すべきです。 ポイント 緊急時にこそ情報バリアが大きくなるため、あらかじめ手段を準備しておく必要が
--	---

	ある。避難訓練等での想定や、タブレット端末の配備、コミュニケーション支援者（手話通訳者・要約筆記者等）の確保など具体的施策も要望しやすい。 6. 合理的配慮や意思疎通支援の普及啓発に関する意見 (1) 市民・事業者向けの周知啓発 条例案の基本理念にある合理的配慮が実効性をもつよう、市民や事業者への意識啓発キャンペーン、研修会等の開催を計画的に行い、条例施行後も具体的な支援策を講じてください。 ポイント 事業者が合理的配慮義務を理解していない場合がまだ多く、市が啓発や研修を支援する必要がある。 点字・手話・要約筆記などそれぞれ専門性が高いが、広報活動を通じて社会全体の認知度を高める。 7. 条例施行後の評価・改善プロセスに関する意見 (1) 具体的な目標設定と検証 条例施行後の進捗や成果が見えやすいよう、数値目標や実施状況の公表方法を明示し、定期的な評価や見直しを行うしくみを入れてください。市民や障害当事者が点検に参加できる場も求めます。 ポイント 施策の実効性を担保するには、定期的に審議会・協議会で検証する枠組みが必要。 当事者・支援者が参加する場で条文や施策を柔軟に見直すことを期待。 他にもAI投稿支援ツールなどについて 「AI 使用を理由に受け付けない」という一律排除を避ける 条例や要綱等において、生成AIを用いた文章だからといって自動的に無効扱いするのではなく、提出者の意思がきちんと反映されているかを確認できる仕組みを検討する。 「AIサポートあり」を自主申告する仕組みや啓発 例えば、「この文書はAIを補助的に使用して作成しました」と明記するためのフ
--	---

	フォーム欄を用意し、任意で申告してもらう。 これにより、多様な意見をどのようなツールや支援を使って提出しているかを明示でき、集計時の参考とする(あくまで意見そのものが排除されないようにする)。 弱者へのAI支援活用を推進するための周知・窓口整備 視覚障がい者や学習障がい者、高齢者、言語的にハンディを抱える外国人・児童などが意見提出しやすくするため、市役所や公共施設にAI支援の操作相談コーナーを設けるなど、サポート体制を整備。 これによって「AIを使った提出を厳しく排除する」のではなく、必要な人が正々堂々とAIを補助として使える状況を作る。 公的意見提出のアクセシビリティ向上 AIサポートの導入により、作文・日本語力で困難を抱える層も参加しやすくなり、公平・多様な意見募集につながる。 社会的弱者に対する新たな差別リスクの回避 「AI使用＝無効」という極端な規定を避けることで、障がい者・高齢者・外国人等がAIを用いて作成した意見を封殺してしまう恐れを減らす。 条例本文または施行規則等に「支援技術を用いて提出された意見を尊重する」旨を明記する。 条例施行後、運用指針・ガイドラインを作成し、 本人確認や重複投稿の扱い AIを使った提出の可否や取扱い 障がい者・高齢者・子ども・外国人へのサポート手段 などの事項を整理する。 国や他自治体が進めている著作権やデータリテラシーに関する法制度、アクセシビリティ指針との整合を取りつつ、定期的に指針を見直す仕組みを整える。 AI利用、4000件弱投稿か エネ基本計画の意見公募(共同通信) https://news.yahoo.co.jp/articles/3dfe9e17cf73358efda8f6e72fe1ae0f328a9f41 たとえば行政のパブリックコメントなどでも生成AIなどで情報操作や政治干渉を受ける可能性があります。 行政のパブリックコメントにおいても、生成AIを用いた情報操作や政治干渉を受け
--	--

	る可能性があります。パブリックコメントの制度は、政策決定過程において市民の意見を反映させるための重要な仕組みですが、このプロセスを標的とした情報操作が行われると、その真正性や公平性が損なわれる恐れがあります。 偽の意見やコメントの提出: 生成AIを用いて、実際には存在しない個人や団体からの意見やコメントが大量に提出されることがあります。これにより、特定の方向への偏った意見が強調され、政策決定が歪められる可能性があります。 パブリックコメントの信頼性低下: AIによって生成された意見が大量に提出されることで、真正な市民の声を区別することが困難になり、パブリックコメント制度全体の信頼性が低下する可能性があります。 政治的な操作: 特定の政治的アジェンダを持つ組織や国家が、AIを用いてパブリックコメントに介入し、特定の政策に対する支持や反対を人為的に操作することが考えられます。 しかし生成AIであることなどを理由にはじいてしまった場合障害者や高齢者、何らかの判断能力などが衰えたものや外国人、子ども、未教育や学歴などがないものなどでも正当な文章の作成能力が低いものの意見、これは社会的な弱者であることも多いかもしれませんがそれらの意見を封殺することにもつながりません 生成AIを使用してパブリックコメントなどに参加することを全面的に制限すると、確かにそのような副作用が生じる可能性があります。障害者、高齢者、言語や文化的背景が異なる外国人、子ども、教育機会に恵まれなかった人々など、文章作成能力に制約がある人々が自分の意見を表現するためにAIなどの技術を利用することは、その声が社会に届くための大切な手段となり得ます。 いわゆる、教育弱者や高齢者、障害者、学習障害、知的障害者、児童、移民、外国人など、こういう人でもパブコメのように高度な意見をまとめて伝えたりいえるようになったと考えた場合、生成AIだから受け付けないとするのもまた差別を生む可能性があるのです 生成AIを単純に「全面禁止」や「排除」するようなアプローチをとった場合、むしろ社会的弱者が意見を表明しにくくなるという逆説的な差別や排除の問題が生まれる、という指摘は重要です。以下のような観点が考えられます。
--	--

1. AIを活用することで声を届けやすくなる人々 障がい者や学習障害を抱える人 文書作成のハードルを大幅に下げる生成AIは、作文や要旨のまとめが苦手な方にとって有力なサポートツールとなり得ます。たとえばディスレクシア(読字障害)の当事者が、適切な文章をAIで補助生成しながら意見をまとめることで、自力で表明できる内容や量が格段に増す可能性があります。 外国人や移民、子ども(児童) 母語以外で意見をまとめる負担をAIが大きく軽減できれば、パブリックコメントや政治参加において、言語の壁が低くなることが期待できます。子どもや学生にとっても、AIが文章表現をサポートしてくれれば、声を届けやすくなるかもしれません。 高齢者 高齢者の中には、パソコンやスマホの操作が得意でない方もおられますが、音声入力と生成AIが結びつくことで、比較的簡単に意見を書類化し、提出することが可能になる可能性があります。 2. 「AIによる支援」と「AIによる大量乱用」の線引きの難しさ “アシスト”と“フルオート生成”の違い ある人がAIの文章提案をもとに加筆修正しながら自分の意見をまとめるのは、「意見形成のサポート」と見ることができます。 これに対して、大量の文章を自動生成して送りつける行為(スパム的な大量投稿)は、意見表明の“水増し”や“操作”につながる可能性が高いでしょう。 どこまでが“適切な支援”で、どこからが“不当な乱用”なのかは、技術的・社会的に十分な議論とルールづくりが必要です。 一律の“禁止”は、新たな不平等を生むリスク AIを使わざるを得ない状況の人(障がいのある人、言語的に不利な人など)が締め出されれば、結局「自力で高度な文章を書ける人」だけの声を通りやすくなります。これは社会的弱者に対する新たなバリアとなる恐れがあります。 またこの条例の参考になりそうだったのでリンクを張ります

情報保障の方法(情報保障)ハートシティ東京 東京都福祉局 https://www.fukushi1.metro.tokyo.lg.jp/tokyoheart/jouhou/index.html 上記には 障害者への情報提供の方法(情報保障) 情報アクセシビリティとは 視覚障害 聴覚障害 盲ろう 肢体不自由 内部障害 知的障害・精神障害・発達障害 難病 高次脳機能障害 対応のポイント 情報保障ツールの紹介 情報保障の具体例 などの東京都の事例が載っています 条例制定の趣旨より 障害者による情報の取得利用 施策の実施(第7条) (1) 障害者による情報の取得利用や意思疎通の促進に関する施策 (2) 障害者による情報の取得利用や意思疎通に係る手段の普及や啓発に関する施策 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策 について 障害者による情報の取得利用の情報というのも定義がもしないとあいまいだということになりませんか？ GROKの回答 「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例(案)」
--

	において、「障害者による情報の取得利用の情報」という概念が明確に定義されていないと、確かに曖昧さが残り、実効性や解釈に混乱が生じる可能性があります。以下にその理由と対策について詳しく説明します。 「情報の取得利用の情報」の定義が曖昧だと問題になる理由 対象範囲の不明確さ 現行の条例案では、第2条(2)で「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る手段」が具体的に列挙されています(例:手話、点字、音声など)が、「情報」そのものの範囲や性質が明示されていません。例えば、公的文書(統計、条例、広報)だけを指すのか、日常生活での情報(医療、教育、防災)、デジタルコンテンツ(ウェブサイト、SNS)まで含むのかが不明です。この曖昧さは、施策の適用範囲や優先順位を曖昧にし、具体的な支援策が絞り込めないリスクを孕みます。 障害特性ごとのニーズの違いに対応困難 「情報」の定義が曖昧だと、視覚障害者が必要とする情報(例:点字化された文書、音声データ)と、聴覚障害者が必要とする情報(例:字幕付き動画、手話通訳付き案内)、あるいは多重障害者が必要とする情報(例:触手話と音声の併用)の違いを具体的に反映しづらくなります。障害児や外国人障害者の場合、さらに教育関連情報や多言語情報が必要となり、定義がないとこれらのニーズが見落とされる可能性があります。 実効性と評価の困難さ 第7条(施策の実施)では「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する施策」が掲げられていますが、「情報」が何を指すか不明だと、どの程度の情報がどの程度アクセス可能になったかを評価する基準が定まりません。例えば、オープンデータ化や機械判読性を推進する場合、対象となる「情報」の範囲が明確でないと、進捗測定や市民への説明責任が果たしづらくなります。 法的・技術的対応の不整合リスク 関連法令(障害者基本法、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法など)では、「情報」の範囲が広範に解釈される一方、本条例が狭く解釈されると、他法令との整合性が損なわれる可能性があります。特にデジタル社会での情報(ウェブコンテンツ、ICTツールなど)が含まれるかどうか不明だと、現代的なニーズへの対応が不足する恐れがあります。
--	---

	定義がない場合の具体例 ケース1: 視覚障害者の視点 「情報」が行政文書に限定されると仮定すると、視覚障害者がウェブサイト上の画像や動画にアクセスするための代替テキストや音声ガイドが対象外になる可能性があります。これでは、第3条(3)の「同一内容の情報を同一時点で取得できるようにする」という理念が実現しません。 ケース2: 障害児の視点 「情報」に教育関連情報(例: 教材、保護者向け案内)が含まれないと解釈されると、障害児の学習支援や保護者の情報取得が後回しになり、教育機会の平等が損なわれます。 ケース3: 外国人障害者の視点 「情報」が日本語の公文書のみを指すと解釈されると、多言語対応の必要性が軽視され、つくば市の国際性を反映した施策が不足する結果となります。 対策としての提案 「情報の取得利用の情報」を明確に定義することで、これらの問題を解消できます。具体的には、条例案に以下のような定義を追加することを提案します。これをパブリックコメントに盛り込むことで、曖昧さを減らし、実効性を高められます。 提案する定義の例 条例案第2条(定義)に以下の項目を追加: (5) 情報 この条例において「情報」とは、障害者が日常生活及び社会生活を営む上で必要とする、公文書(統計、条例、広報等)、教育関連情報(教材、学習支援資料等)、医療・福祉情報、防災・防犯情報、文化・レクリエーション情報、デジタルコンテンツ(ウェブサイト、SNS、電子書籍等)その他社会参加に資するあらゆる内容を含むものとする。これには、視覚、聴覚、触覚その他の手段を通じて取得可能な形式で提供されるものを含む。 この定義の利点 包括性: 公文書からデジタルコンテンツまで幅広くカバーし、障害種別や生活場面に応じた情報ニーズに対応。 具体性: 教育、防災、医療など具体例を挙げ、施策の優先領域を明確化。
--	--

	柔軟性:「その他社会参加に資するあらゆる内容」とすることで、将来の技術進展やニーズ変化にも対応可能。 アクセシビリティの担保:取得形式(視覚、聴覚、触覚等)を明記し、機械判読性や多重障害者対応を視野に入れる。 条例の効果的な運用には、「障害者による情報の取得利用の情報」の範囲が明確であることが不可欠です。第2条に「情報」の定義を新設し、公文書、教育関連情報、医療・福祉情報、防災情報、デジタルコンテンツ等を含む包括的な内容とし、障害児の学習支援、多重障害者の複合的ニーズ、外国人障害者の多言語ニーズに対応する基盤を整えてください。これにより、視覚・聴覚障害に加え、知的障害、発達障害、肢体不自由、盲ろう等の多様な特性に応じた施策が具体化し、第7条の総合的实施が実効性を帯びます。例えば、多重障害者には触手話と音声の併用、障害児には保護者向けの平易な案内を強化するなど、具体策の優先度が明確になります。 「情報」の定義を明確化することで、障害児、外国人、多重障害者を含む多様な市民のニーズが漏れなく反映され、施策の曖昧さが解消されます。これにより、つくば市の目指す「誰もが自分らしく生きるまち」がより具体的かつ実現可能なものとなると確信します。 みなさんの日常生活を支えるために、「日常生活用具給付等事業」という制度があります。この制度は、本来、発達障がいや精神障がいのある方も利用できるものですが、残念ながら誤解や情報不足によって、必要な支援を受けられないことがよくあります。 私たちの生活の中で困りごとを解消し、心を軽くするためには、自分たちにどのような支援が受けられるのかを知ることが大切です。自分の悩みや困りごとが解決されると、気持ちも軽くなり、社会生活がより安心して送れるようになります。この「気持ちが軽くなる体験」を社会学では「カタルシス(心の浄化)」と呼びます。 しかし残念なことに、多くの自治体では「発達障がいや精神障がいの人は対象外」という誤った認識や、「今まで通りでいい」という理由で、必要な支援が届かない場合があります。これは、本当に残念なことです。
--	---

	その原因として、 ・自治体によって制度の対応が違う ・制度がなかなか見直されず、新しいニーズに対応していない ・皆さんからの声や問い合わせが少なく、必要な支援内容が伝わっていない といったことが挙げられます。 しかし、安心してください。状況を変えるための方法があります。 みなさんが「支援が必要です」「制度を正しく使いたいです」と声をあげることで、自治体の認識も変わります。一人ひとりが自分のニーズを伝えることで、制度の誤解が解け、皆さんに適切な支援が届くようになるのです。 制度を知り、自分たちが利用できるサポートを得て、心に抱えた困りごとを少しでも減らしていきましょう。あなたの声が、暮らしやすい社会を作る力になります。 参考山田太郎参議院議員のツイートより 発達障がいがあるお子さんを育てる当事者の方、こども政策に取り組む地方議員、必見です。 「日常生活用具給付制度の対象は身体障がい者のみで、発達障がい・精神障がいのある人々は利用できない」というのは誤解！厚労省の見解を紹介します。 最下部には、全国47都道府県の対象表も載せていますので、どうぞご活用ください。 ということです https://x.com/yamadataro_CF/status/1897248901025173816 詳細と全国の事例をまとめた一覧表 https://taroyamada.jp/cat-kind/post-43855/
5	意見内容 「つくば市障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例(案)」について、以下の意見を提出いたします。本条例の目的である「全ての人が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら自分らしく生きるまちの実現」に強く賛同しつつ、より包括的で実効性のある施策となるよう、以下の点を提案します。 機械判読可能なデータ形式の採用と視覚障害者への配慮

本条例案では、障害者が情報の取得・利用や意思疎通を円滑に行える環境整備が目指されていますが、具体的な手段として、統計、文章、画像、図表などの情報提供において、機械判読可能なデータ形式（例：テキストデータ、DAISY形式、構造化データ）を標準化し、視覚障害者やAIによる解析が可能な形式で提供することを明記することを提案します。たとえば、千葉県教育委員会の「さまざまな読書の手段」や箕面市の「障害者情報コミュニケーション促進条例」では、点字、音声データ、拡大文字など多様な形式が活用されており、これを参考に、視覚障害者だけでなく、AIや支援技術を用いる全ての障害者にとって利便性の高い情報提供が実現可能です。これにより、オープンデータ化や他自治体との比較・検索が容易になり、利用者が探しやすく活用しやすい環境が整うと考えます。

デジタル社会への対応とウェブアクセシビリティの強化

条例案第3条（基本理念）では、障害者が同一内容の情報を同一時点で取得できることが掲げられていますが、デジタル社会の進展を踏まえ、ウェブアクセシビリティの基準（JIS X 8341-3:2016）を明確に遵守する方針を盛り込むべきです。つくば市公式ウェブサイトは既にレベルAA準拠を目指していますが、PDFや外部サービスが対象外とされている点を改善し、全てのコンテンツがアクセシブルになるよう段階的な計画を策定することを提案します。障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法（令和4年法律第50号）第11条でも、情報通信技術の活用が求められており、デジタル化が進む中で障害者が取り残されないための具体策が不可欠です。

多様な障害特性への対応と意思疎通支援の拡充

他の自治体の事例（例：箕面市、文京区、千葉市）では、手話通訳者や要約筆記者の派遣、盲ろう者向け通訳・介助員の養成など、多様な障害特性に応じた具体的な支援が実施されています。本条例案第7条（施策の実施）においても、視覚・聴覚障害者に加え、知的障害、発達障害、肢体不自由、内部障害、高次脳機能障害など、幅広い障害特性に対応した意思疎通支援策（例：コミュニケーションボード、平易な表現、触手話、指点字）を具体的に列挙し、支援者の養成・配置を強化することを提案します。これにより、全ての障害者が日常生活や社会参加において必要とする情報取得とコミュニケーションが確保されます。

個人情報の保護とオープンデータ化のバランス

情報のオープンデータ化を進める上で、データの複合化や書類の紐づけによる個人情報の特定リスクに対する不安を解消する配慮が必要です。条例案に、個人情報保護の観点から、匿名化処理や利用目的の明確化、同意取得のプロセスを

	明記する条項を追加することを提案します。例えば、千葉市の「情報・コミュニケーション条例検討」では、障害者団体の意見を丁寧に聴取するプロセスが重視されており、こうした市民参加を通じて信頼性の高い運用が期待できます。 日本語に不慣れな人への配慮とユニバーサルデザインの視点 つくば市は国際的な研究都市であり、多様な文化的背景を持つ住民が生活しています。条例案に、日本語に不慣れな障害者や外国人住民への配慮として、平易な言葉や多言語対応(例:英語での情報提供、手話の国際的標準化)を盛り込むことを提案します。また、ユニバーサルデザインの観点から、障害者だけでなく全ての市民が利用しやすい情報提供(例:カラーユニバーサルデザイン、音声ガイド付き資料)を推進する旨を基本理念に追加すると、より包括的なまちづくりが実現できると考えます。 災害時の情報保障の強化 条例案第7条では施策の例示がされていますが、災害時の情報保障を具体的に強化する条項を設けることを提案します。千葉市の「コミュニケーション支援ボード」や箕面市の「災害時における迅速かつ的確な情報伝達」などの事例を参考に、避難所での手話通訳者配置、音声コード付き避難マニュアル、点字・拡大文字による案内板の整備などを明記することで、障害者が緊急時に安全かつ迅速に情報を取得できる体制が整います。 結論 以上の提案は、障害者の情報取得と意思疎通を促進する本条例の目的をより効果的に達成するためのものです。特に、機械判読性、デジタル対応、多様な障害特性への配慮、個人情報保護、ユニバーサルデザイン、災害時の対策を強化することで、つくば市が目指す「誰もが自分らしく生きるまち」が現実のものとなると確信しています。貴市の先進的な取り組みに期待しつつ、市民の声を反映した条例制定を心より願います。
6	意見内容 「つくば市障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例(案)」について、以下の意見を提出いたします。本条例の目的である「全ての人が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら自分らしく生きるまちの実現」に賛同しつつ、より実効性が高く、デジタル社会や多様なニーズに対応した施策となるよう、以下の点を提案します。

機械判読可能なデータ形式の統ルール策定とアクセシビリティの確保
条例案では障害者の情報取得・利用の促進が掲げられていますが、公文書や統計データ(統計表、文章、画像、図表等)を機械判読可能な形式(例:タグ付きPDF、CSV、テキストデータ、DAISY形式)で提供するための統ルールを策定し、明記することを提案します。これにより、視覚障害者がスクリーンリーダーや音声読み上げソフトで活用できるだけでなく、AIによるデータ解析や他自治体との比較が容易になり、オープンデータ化を推進する基盤が整います。つくば市公式ウェブサイトがJIS X 8341-3:2016レベルAA準拠を目指している点を踏まえ、PDF等の添付ファイルも含め、全てのコンテンツが機械判読可能かつアクセシブルになるよう、段階的な実施計画を条例に盛り込んでください。

ポイント:障害者だけでなく、研究者や市民がデータを再利用しやすく、オープンデータとしての価値が高まる。また、千葉県教育委員会の「さまざまな読書の手段」や箕面市の条例に見られる多様な形式の提供が参考になる。

デジタル社会への対応とウェブアクセシビリティの強化

条例案第3条(基本理念)にある「同一内容の情報を同一時点で取得できるようにする」目標を達成するため、デジタル社会を見据えた具体策として、ウェブアクセシビリティ基準(JIS X 8341-3:2016)の遵守を明記し、対象範囲を拡大してください。現在のつくば市ウェブサイトではPDFや外部サービスが対象外とされていますが、これらも含めたアクセシビリティ対応を進める計画を策定し、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法(令和4年法律第50号)第11条に基づく情報通信技術の活用を強化することを提案します。例えば、画像には代替テキスト(オルトテキスト)、図表には説明文を付与し、音声コードやテキストデータの同時提供を標準化する規定が有効です。

ポイント:デジタル化の進展で障害者が取り残されないよう、行政手続きやイベントでのタブレット活用(文字拡大、音声読み上げ、遠隔手話通訳等)も推進。

多様な障害特性への対応と意思疎通支援の拡充

他自治体の事例(箕面市、文京区、千葉市等)を参考に、視覚・聴覚障害だけでなく、知的障害、発達障害、肢体不自由、盲ろう、高次脳機能障害等、多様な特性に応じた意思疎通支援を具体化してください。条例案第7条(施策の実施)に、手話、要約筆記、点字、触手話、指点字、コミュニケーションボード、平易な表現等の手段を列举し、支援者(通訳者、介助員等)の養成・配置を強化する条項を追加することを提案します。また、庁舎窓口やイベントでのデジタル機器活用(例:遠隔手話通訳システム、音声読み上げ対応タブレット)を常設化する方針を明文化してください。

ポイント: 多様なニーズに対応し、障害者が社会参加や日常生活で情報取得・意思疎通を円滑に行える環境を整備。

オープンデータ化と個人情報保護の両立

機械判読可能なデータやオープンデータの公開を進める上で、データの複合化や書類の紐づけによる個人特定リスクへの配慮が不可欠です。条例に、匿名化処理、利用目的の明確化、同意取得プロセスを定めた個人情報保護条項を追加し、市民の不安を解消するルール作りを明示してください。千葉市の「情報・コミュニケーション条例検討」では障害者団体の意見聴取が重視されており、こうしたプロセスを参考に、プライバシーと利活用のバランスを取る仕組みを構築することを提案します。

ポイント: データのオープン化を進める一方で、個人情報が守られる信頼性の高い運用が求められる。

多言語対応とやさしい日本語による情報提供

つくば市の国際的な特性を踏まえ、日本語に不慣れな障害者や外国人住民への配慮として、多言語対応(例: 英語、中国語等)ややさしい日本語の情報提供を推進する条項を条例に盛り込んでください。特に防災情報、医療、教育分野での多言語化・平易化を優先し、デジタル技術(リアルタイム翻訳、SNS多言語発信)を活用する方針を明文化することを提案します。これにより、障害の有無や国籍に関わらず、全ての市民が市のサービスにアクセスしやすくなります。

ポイント: ユニバーサルデザインの視点で、誰もが理解しやすい情報環境を整備。

災害時の情報保障の強化

条例案第7条に、災害時の情報保障を具体的に強化する条項を追加してください。千葉市の「コミュニケーション支援ボード」や箕面市の「災害時の迅速かつ的確な情報伝達」を参考に、手話通訳者・要約筆記者の避難所配置、音声コード付き避難マニュアル、点字・拡大文字の案内板、ピクトグラムの整備を明記し、多様な手段を組み合わせた情報発信・通報体制を構築することを提案します。また、避難訓練での実践やタブレット端末の配備も推進してください。

ポイント: 緊急時に情報バリアが顕著になるため、事前の準備と具体策が不可欠。

合理的配慮と意思疎通支援の普及啓発

条例案の基本理念にある合理的配慮が実効性を持つよう、市民・事業者向けの意識啓発キャンペーンや研修会を計画的に開催し、条例施行後も継続的な支援策を講じる規定を設けてください。障害者差別解消法改正（令和6年4月施行）で事業者の合理的配慮が義務化されたことを踏まえ、市が率先して啓発を行い、点字、手話、要約筆記等の理解を深める広報活動を強化することを提案します。
ポイント：社会全体の認知度を高め、事業者の協力体制を構築。

条例施行後の評価・改善プロセスの確立

条例の進捗や成果を市民に示すため、数値目標（例：アクセシブルな資料の割合、支援者養成数）と実施状況の公表方法を明示し、定期的な評価・見直しを行う仕組みを条例に盛り込んでください。障害当事者や市民が参加する審議会・協議会を設置し、条例や施策の柔軟な改善を可能にすることを提案します。
ポイント：実効性を担保し、当事者の声を反映する仕組みを構築。

結論

以上の提案は、本条例の目的をより効果的かつ包括的に達成するためのものです。機械判読可能なデータの統一、オープンデータ化、アクセシビリティ向上、多様な障害特性への対応、個人情報保護、多言語・やさしい日本語対応、災害時対策、啓発・評価プロセスを強化することで、つくば市が目指す「誰もが自分らしく生きるまち」が実現すると確信しています。貴市の先進的な取り組みに期待し、市民の声を反映した条例制定を心より願います。

意見追加です

気になる点と追加提案の必要性

障害児への明示的な配慮の不足

現行条例案の問題点：条例案第1条（目的）や第2条（定義）では「全ての障害者」と包括的に記載されていますが、「障害児」への特化や成長段階に応じた支援が明示されていません。障害児は教育や保護者との連携が重要であり、情報取得や意思疎通のニーズが成人とは異なる場合があります。

前回意見案の状況：障害児への言及は間接的で、具体的な提案が不足していました。

外国人(特に日本語に不慣れな障害者)への配慮の具体性不足 現行条例案の問題点:第2条(3)で「市民」を「市内に在住し、在勤し、又は在学する者」と定義していますが、外国人住民、特に日本語に不慣れな障害者やその家族への配慮が明示されていません。つくば市は国際都市であり、この層のニーズが高いはずです。 前回意見案の状況:多言語対応・やさしい日本語は提案済みですが、外国人障害者やその家族の具体的な困難(例:手話の多国籍対応、文化差による情報ギャップ)に踏み込んでいませんでした。 多重障害への対応の明記不足 現行条例案の問題点:第2条(1)で障害者を広範に定義していますが、多重障害(例:視覚と聴覚の両方に障害を持つ盲ろう者、知的障害と肢体不自由の併発等)の複雑なニーズに対応する具体策が第7条(施策の実施)に不足しています。 前回意見案の状況:多様な障害特性への対応は提案済みですが、多重障害特有の困難(例:複数の意思疎通手段の組み合わせ、介助者との調整)に焦点を当てた提案が弱い。 改訂版意見案への追加提案 意見内容 「つくば市障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例(案)」について、以下の意見を提出いたします。本条例の目的である「全ての人が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら自分らしく生きるまちの実現」に強く賛同しつつ、障害児、外国人、多重障害者を含む多様なニーズに対応し、実効性のある施策となるよう以下の点を提案します。 機械判読可能なデータ形式の統ルール策定とアクセシビリティの確保 (前回内容を維持しつつ補強)公文書や統計データを機械判読可能な形式(タグ付きPDF、CSV、テキストデータ、DAISY形式等)で提供する統ルールを条例に明記してください。特に、障害児の保護者や教育関係者がデータを活用しやすくするため、学校関連の統計や資料(例:特別支援教育のデータ)も対象に含めることを提案します。これにより、視覚障害者やAIによる解析だけでなく、子育て中の保護者や支援者が情報にアクセスしやすくなります。 追加ポイント:障害児向け教材のデジタル化(例:点字絵本、音声付き電子書籍)
--

を推進し、オープンデータとして提供する方針を明文化。

デジタル社会への対応とウェブアクセシビリティの強化

(前回内容を維持)ウェブアクセシビリティ基準(JIS X 8341-3:2016)の遵守を明記し、PDFや外部サービスも含めたアクセシビリティ対応を進めてください。

追加ポイント:障害児向けに、ウェブサイト上で教育コンテンツ(例:学習支援動画)に字幕や手話、拡大文字を標準装備し、保護者向けの情報(例:福祉サービス案内)も同様に対応することを提案します。多重障害者(例:盲ろう者)が利用できるよう、触手話や指点字に対応したデジタルツールの開発支援も検討ください。

多様な障害特性への対応と意思疎通支援の拡充

(前回内容を補強)視覚・聴覚障害に加え、知的障害、発達障害、肢体不自由、盲ろう、高次脳機能障害等への対応を具体化し、第7条に手話、要約筆記、点字、触手話、指点字、コミュニケーションボード等の手段を列挙してください。特に、多重障害者(例:視覚と聴覚の両方に障害を持つ場合)に対応するため、複数の意思疎通手段の組み合わせ(例:触手話+音声ガイド、指点字+代読)を可能とする支援者養成や技術開発を明記することを提案します。また、障害児に対しては、成長段階に応じた支援(例:幼児向け絵図、小学生向け平易な表現)を強化し、保護者との連携を促進する体制を構築してください。

追加ポイント:多重障害者の複雑なニーズに対応するため、介助者や家族への研修機会を設ける規定を追加。

オープンデータ化と個人情報保護の両立

(前回内容を維持)個人情報保護のために匿名化処理や同意取得プロセスを定めた条項を追加してください。

追加ポイント:障害児や外国人のデータ(例:児童福祉サービス利用状況、外国人向け支援記録)が含まれる場合、保護者や本人への説明と同意を徹底するルールを明記。特に、多重障害者の場合、複数の支援機関が関わるため、情報共有時のプライバシー保護に配慮したガイドライン策定を提案します。

多言語対応とやさしい日本語による情報提供

(前回内容を補強)多言語対応(英語、中国語等)やさしい日本語を推進し、防災情報等の優先整備を明記してください。つくば市の国際性を踏まえ、外国人障害者やその家族(特に日本語に不慣れな場合)への配慮として、手話の多国籍対

応(例:国際手話の活用)や文化差を考慮した情報提供(例:多言語パンフレット、翻訳アプリ連携)を提案します。 追加ポイント:障害児を持つ外国人保護者向けに、子育て支援情報(例:療育サービス案内)を多言語・やさしい日本語で提供する規定を追加。外国人向けの手話通訳者養成も検討ください。 災害時の情報保障の強化 (前回内容を補強)手話通訳者・要約筆記者の避難所配置や音声コード付き避難マニュアル等を明記してください。 追加ポイント:障害児や多重障害者の避難支援として、保護者向けの多言語避難ガイドや、盲ろう者向けの触覚サイン付き避難経路表示を整備する条項を追加。また、外国人住民が災害時に情報取得しやすいよう、多言語放送やピクトグラムの標準化を提案します。 合理的配慮と意思疎通支援の普及啓発 (前回内容を維持)市民・事業者向け啓発キャンペーンや研修会の開催を計画的に実施してください。 追加ポイント:障害児の保護者や学校関係者向けに、合理的配慮の具体例(例:授業での拡大文字使用、コミュニケーションボード活用)を紹介する啓発を強化。外国人事業者にも理解を促す多言語資料を作成する規定を提案。 条例施行後の評価・改善プロセスの確立 (前回内容を補強)数値目標と定期評価の仕組みを明示し、障害当事者や市民の参加を確保してください。 追加ポイント:障害児の保護者、外国人障害者、多重障害者やその家族が意見を述べられる場(例:ワークショップ、オンラインアンケート)を具体的に設けることを提案。成長段階や多重障害のニーズ変化に応じた柔軟な見直しを担保してください。 結論 以上の提案は、障害児、外国人障害者、多重障害者を含む全ての市民が本条例の恩恵を受けられるよう補強したものです。機械判読可能なデータ統一、アクセシビリティ向上、多様な障害特性への対応、個人情報保護、多言語対応、災害時対策、啓発・評価プロセスを強化することで、つくば市の目指す「誰もが自分らしく生きるまち」がより包括的に実現すると確信します。市民の多様な声を反映した条例制定を期待します。
--

	補強のポイントと条例案への反映可能性 障害児 反映箇所：第7条（施策の実施）に、障害児向けの情報提供（例：教育コンテンツのアクセシビリティ強化）や保護者支援を追加可能。 理由：成長段階に応じた支援が必要で、保護者との連携が鍵となる。 外国人障害者 反映箇所：第3条（基本理念）に多言語対応の理念を、第7条に具体策（多言語資料作成、手話の国際対応）を追加可能。 理由：つくば市の国際性と、多様な文化的背景を持つ障害者の存在を考慮。 多重障害 反映箇所：第2条（2）で「意思疎通に係る手段」に多重障害向けの例（触手話＋音声等）を追記、第7条に多重障害者支援の具体策を追加可能。 理由：単一障害とは異なる複雑なニーズに対応し、介助者や技術の活用が不可欠。 結論としての留意点 見落としリスク：現行条例案は広範な定義を用いており、特定グループへの配慮が埋没する可能性がある。障害児、外国人障害者、多重障害者への明示的な言及が少ないため、具体策が後回しになる懸念がある。 提案の強み：これらを明文化することで、つくば市の多様性を反映した先進的な条例となり、実効性が向上する。
7	・この条例をもとに、合理的配慮の助成制度などを活用した、施策を進めてください。 ・知的障害者や外国人などでも、理解できるわかりやすい版の解説を作成してください。
8	条例全体について 1.この条例がだれのものであるかを考え、「やさしいにほんご」イラスト版などが必要ではないか（少なくとも資料としては作成してほしい。） 2.条例名が「つくば市障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進

	に関する条例」となっているが、なぜこのように複雑な名称にする必要があるのか。単純に「つくば市情報コミュニケーション条例」としたほうが、さまざまな施策を反映しやすいのではないか。 3.前文から条例各所に散見される「可能な限り」はなるべく削除したほうがよいと考える。「可能な限り」とすると「可能ではない」という答えも誘導されてしまうのではないか、ということに危惧する。 4.具体的な施策になると思うが、この条例を制定することで例えばここ2、3年市に寄せられたコミュニケーションに関する要望(聴覚障害を前提としたイベントであるのに文字保障がなかった、選挙の時コミュニケーションボードがどこにあるかわからなかった、条例や市の施策に読み上げ機能がなく、何が行われているのか理解できない)が改善されるか、という視点で点検してほしい。例えば「この条例ができることで、こんなことが必要になります」といった案内、これは上記1と共通するが、庁内各課においても「無関係ではない」ことを周知していくための補助文書があればいいと考える。 2条(2)に「ICTを活用したコミュニケーションツール」とあるが、「障害者情報アクセシビリティ:コミュニケーション施策推進法」の「4すべての障害者が、高度情報通信ネットワークの利用および情報通信技術の活用を通じ、その必要とする情報を十分に取得しおよび利用し並びに円滑に意思疎通を図ることができるようにすること」のように踏み込んだ表現をすることで、具体的には情報通信機器や手段について定期的に見直すといった施策につながると考える。 施策の評価を行う機関の位置付けが必要ではないか。自立支援協議会もあるが、現状そのようになっておらず、またその定義づけからはこの条例の施策に市民も交えて取り組むことが難しい。定義から見直すことも考えられるが、それが難しい場合施策推進及び評価を行う会議体の設置を定義したほうが「理念条例」で終わらずにすむのではないか。 防災の観点はずいぶん入れてほしい。水戸市の同様な条例には「第10条2項。市は災害その他非常の事態が発生した場合に備え、関係機関と連携し、障害者が情報を取得するための必要な体制を整備するものとする。」とあり、危機管理課、また現在避難行動要支援者個別避難計画を策定している社会福祉課とも連動して進める必要があるため、この条例にも記載する必要がある(例えば障害種別の災害時のマニュアルについてはすでに自立支援協議会が作成しているが、全く知られていない)
9	いつもお世話になっております。

	内容的に問題があるとは思わなかったのですが、条例の進捗状況や、新たな施策等の動きを追跡して確認する方策を明記すべきだと思います。 例えば8条に「条例の進捗状況及び施策の効果を確認するために、市民、当事者を含む協議会を設置し、年に一度以上、これを開催する。」と言ったような一文が入っていると良いかと思います。 せっかくの条例です。 有効に活用していきたいですね。
10	「計画等を必要とする背景、提案に至るまでの経緯」 2023年4月に11福祉団体からの要望書を受けて、短い期間に本条例案作成にまで至ったのはつくば市の尽力の賜物だと思います。要望書提出から条例案作成にいたるつくば市の具体的な活動を記すことにより、本条例が益々命のあるものになると思います。本条例に入れ込むのは難しいでしょうから、後日パンフレット、ハンドブックのようなものを作成する折に伝え残していただきたいと願います。 「条例全文」 硬い条例文のため、私達市民にはイメージできない用語や表現が多数ある。この条例の目指す世界をわかりやすく伝えるための「ハンドブック」のようなものを、本条例施行と共に作成することを望みます。 「概要」 条例の概要も、文字は小さく、A4版1枚に詰め込まれて読みにくい。参考に同様の文章で文字が大きくふりがなで、A4版2枚にまとめた「文京区障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例」の概要を参照していただきたい。この条例を出来るだけ多数の人に読みやすいよう改善してもらいたい。 「第2条(2)情報手段」 様々な情報手段が、本文だけでは市民にはわかりにくいので、「ハンドブック」などを作成して、イラストや写真で具体的にどのようなものでどのように利用されるかも伝えて欲しい。 日常生活用具の給付などの市のサービスや市の窓口対応やTXでの視覚障害者ナビゲーションシステムなど先進の試みも紹介して欲しい。 「第5条第6条」 市民、事業者の責務を実現していくには、「ハンドブック」などで、具体的な関わりの方法、合理的配慮のあり方をひろめる必要がある。 また障害のある側がサービスを求める場合の方法も同じ「ハンドブック」で知ることができると全体がわかって良いのではないかな。 「第4条、市は、市民、事業者、国、他の地方自治体及びその他関連機関と協力

	し、」 本条例をつくば市で実効性のあるものにするためには、障害当事者参加の協議会を設置して、課題解決してもらいたい。よって「協議会」の設置を本条例に入れ込む事を望む。 「第7条施策の実施」 本条例作成に参考にされた、水戸市と笠間市の条例には、災害の障害者が情報を取得するための体制の整備が明記されている。東日本大震災より情報弱者の課題は重い。なにより生命に関わるものであるから、つくば市においても是非施策に明記して取り組んでいただきたい。
--	---